



労農記者クラブ提供

平成24年8月6日
大阪労働局発表

大阪労働局労働基準部賃金課

電話 06-6949-6502

大阪府最低賃金を14円引き上げ 時間額800円に

大阪府最低賃金審議会は、本日(8月6日)、大阪労働局長に対し、大阪府最低賃金を本年9月30日から14円引き上げて、時間額800円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

- 1 大阪府最低賃金審議会(会長 玉井金五 大阪市立大学大学院教授)は、本年7月5日に、大阪労働局長(西岸正人)から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月6日、時間額を現行の786円から14円引き上げ(引上率1.78%)、800円に改正決定することが適当であるとの答申を行った(別添答申文)。
- 2 同審議会においては、答申に当たって、「中央最低賃金審議会の平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」、賃金実態調査結果等を基に、現下の経済・企業・雇用動向等を踏まえ、十分審議が尽くされた結果、大阪府最低賃金について、実際の賃金分布等との関係、経済及び雇用への影響を考慮すると今年度で生活保護水準との乖離額(15円)全額を解消できる状況にはないため、平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方を踏まえ、14円の引上げとすることが適当であるとの結論に至ったものである。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について本日付けで公示を行い、本年8月21日までに関係労働者及び関係使用者から異議申出がない場合は、答申どおり、改正決定を行う予定である(官報に公示)。

(参考)

1	答申のあった時間額	800円
2	現行の時間額	786円
3	引上げ額	14円
4	引上げ率	1.78%
5	賃金の引上げが必要な労働者数	約102,000人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	最低賃金決定の仕組み(別紙)	

写

平成24年8月6日

大阪労働局長
西岸正人 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 玉井 金五

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成24年7月5日付け大労発第1300号をもって貴職から諮問のあった、大阪府最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

また、答申に当たっては別紙のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより平成22年10月15日改正発効された大阪府最低賃金（時間額779円）を平成22年度の生活保護水準と比較したところ22円下回り、かつ、平成23年度の大阪府最低賃金の改正（時間額786円）による引上額7円を加えても15円下回っていたものの、大阪府の地域別最低賃金と実際の賃金分布等との関係、経済及び雇用への影響を踏まえると今年度で乖離額全額を解消できる状況にはなく、平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方（答申別紙1の1(2)及び2(3)等）に基づき、予定解消期間を2年間として解消することとしたものである。

記

大阪府最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間800円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

大阪府最低賃金と生活保護との比較について

1 大阪府最低賃金（発効日）

- (1)平成22年度最低賃金額 時間額779円（発効日 平成22年10月15日）
(2)平成23年度最低賃金額 時間額786円（発効日 平成23年9月30日）

2 生活保護水準

(1)比較対象者

12 ~ 19歳・単身世帯者

(2)対象年度

平成22年度

(3)生活保護水準（平成22年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の大阪府内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（118,145円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(1)に掲げる金額の1箇月換算額（註1）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると大阪府最低賃金が下回り、その乖離額は時間額（註2）に換算すると22円であった。これに平成23年9月30日改正発効による引上額7円を減ずると残る乖離額は15円となる。

この乖離額については、大阪府の地域別最低賃金と実際の賃金分布等との関係、経済及び雇用への影響を踏まえると今年度で乖離額全額を解消できる状況にはないため、平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方（答申別紙1の1(2)及び2(3)等）に基づき、予定解消期間を2年として14円の引上げとすることが適当である。

なお、平成25年度の審議に当たっては、最新のデータに基づき最低賃金と生活保護水準との比較を行い、大阪府の経済・企業・雇用動向等も踏まえるものとする。

（註1）最低賃金1箇月換算額

779円（大阪府最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）

×0.849（可処分所得の総所得に対する比率） = 114,946円

平成24年7月26日付け中央最低賃金審議会の「平成24年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」別添グラフに示された比率。

（註2）時間額換算差額算出法

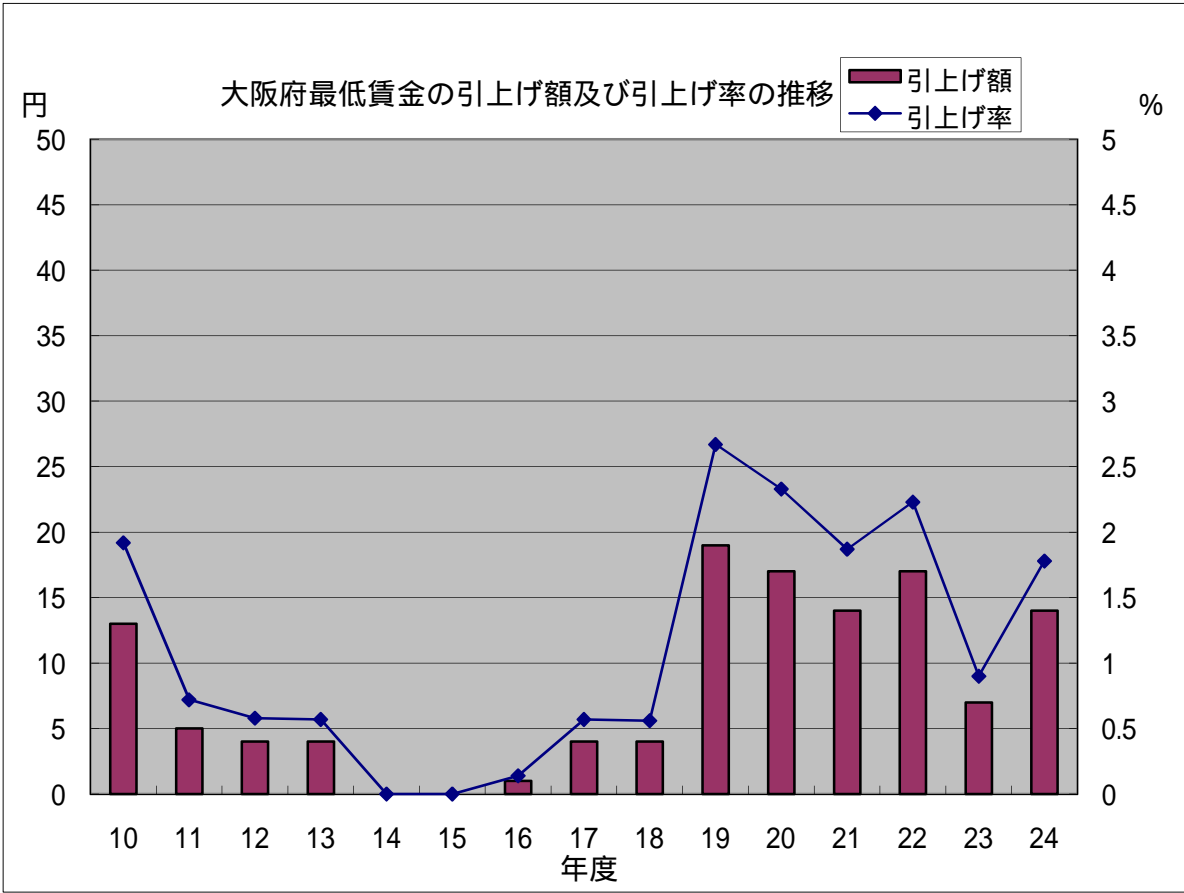
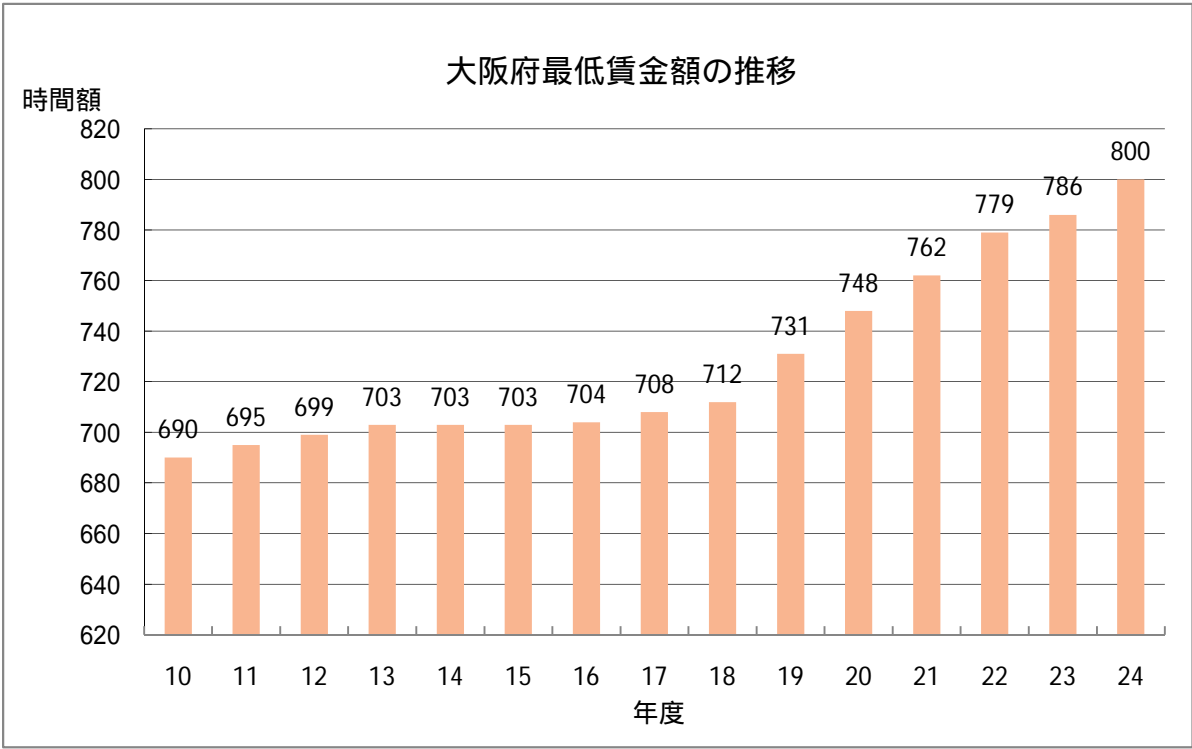
（上記2の(3)に掲げる金額 - （註1）の最低賃金1箇月換算額）÷173.8÷0.849

1円未満は切り上げ。

地域別最低賃金額の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
時間額	677円	690円	695円	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円
引上げ額 (時間額)	15円	13円	5円	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円
引上げ率	2.27%	1.92%	0.72%	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
時間額	731円	748円	762円	779円	786円	800円
引上げ額 (時間額)	19円	17円	14円	17円	7円	14円
引上げ率	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%



地域別最低賃金決定の仕組み

